

農業者各位

振興作物普及拡大補助金の申請について

村では、振興果樹を新植・改植した場合に苗木代の一部を助成しています。補助金の交付については次の書類が必要になりますので、ご記入の上ご提出をお願いします。

記

1 補助基準

品 種	補助基準本数 (10a当り本数)	補助率
・りんご(振興品種) わい化・喬木 ・もも ・なし ・梅 ・柿 ・ぶどう ・さくらんぼ	各種 10 本以上	苗木代の 30%以内 (補助額は 100 円未満切捨て) ※県やJAなどから補助(園芸 産地再構築支援事業、改植事 業等)を受けている場合は、補 助対象となりません
・ブルーベリー	20 本以上	
・すもも	8本以上	

2 提出書類

- ① 振興作物普及拡大補助金交付申請書
- ② 振興作物普及拡大補助金実績報告書
※苗木代の支払等(金額、品種、数量)がわかる領収書か伝票等の写しを添付
- ③ 振興作物普及拡大補助金交付請求書

3 提出先 中川村役場 産業振興課 農政係

〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草 4045-1
中川村役場 産業振興課 農政係
TEL:0265-88-3042 FAX:0265-88-3890
E-mail:nousei@vill.nagano-nakagawa.lg.jp